

【セブンカード・プラス会員規約（個人用）新旧対比表】

現行	改定後
セブンカード会員規約（個人用）	セブンカード会員規約（個人用）
第1条（定義）	第1条（定義）
<p>5. JCB または JCB の提携会社もしくは関係会社と契約した国内または国外の JCB カードの取扱店舗・施設等を「JCB 加盟店」、ビザ・ワールドワイドと提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した国内もしくは国外の Visa カードの取扱店舗・施設等を「Visa 加盟店」、当社と契約したカード取扱店舗・施設等を「当社加盟店」といいます。</p> <p>また、JCB 加盟店・Visa 加盟店・当社加盟店を総称して、「加盟店」といいます。</p>	<p>5. JCB または JCB の提携会社もしくは関係会社と契約した国内または国外の JCB カードの取扱店舗・施設等を「JCB 加盟店」、ビザ・ワールドワイドと提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した国内もしくは国外の Visa カードの取扱店舗・施設等を「Visa 加盟店」、当社と契約したカード取扱店舗・施設等を「当社加盟店」といいます。</p> <p>また、JCB 加盟店、<u>Visa 加盟店および</u>当社加盟店を総称して、「加盟店」といいます。</p>
第2条（会員）	第2条（会員）
<p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第3条第1項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下、本条において同じとします。）を使用して、本規約に基づくカードの利用（第2章（ショッピング利用・金融サービス）に定めるショッピングおよびキャッシングならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下、同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合は、第36条第5項所定の方法により家族会員によるカードの利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第3条第1項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下、本条において同じとします。）を使用して、本規約に基づくカードの利用（第2章（ショッピング利用・金融サービス）に定めるショッピングおよびキャッシングならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下、同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、<u>取消</u>または無効等の消滅事由がある場合は、第36条第5項所定の方法により家族会員によるカードの利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>
第3条（カードの貸与およびカードの管理）	第3条（カードの貸与およびカードの管理）
<p>1. 当社は、会員本人にカード（「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。）を貸与します。会員は、カードを受け取られたときに<u>カード情報を確認のうえ</u>、直ちに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名</p>	<p>1. 当社は、会員本人にカード（「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。）を貸与します。会員は、カードを<u>貸与された</u>ときに、直ちに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。</p>

<p>名を行わなければなりません。</p>	<p>ん。</p>
<p>2.カードの表面には会員氏名・会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいい、会員番号等とセキュリティコードをあわせて以下「カード情報」といいます。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第18条に定めるものをいいます。以下同じとします。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p>	<p>2.カードの表面には会員氏名、<u>会員番号</u>およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいい、会員番号等とセキュリティコードをあわせて以下「カード情報」といいます。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第18条に定めるものをいいます。以下同じとします。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p>
<p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与・預託・譲渡・担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、<u>預託</u>、<u>譲渡</u>、<u>担保提供</u>すること、またはカード情報を預託<u>し</u>もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>
<p>第4条（カードの再発行）</p>	<p>第4条（カードの再発行）</p>
<p>1.当社は、カードの紛失・盗難・破損・汚損等またはカード情報の消失・不正取得・改変等の理由により会員が希望した場合、審査のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。</p>	<p>1.当社は、カードの紛失、<u>盗難</u>、<u>破損</u>、<u>汚損</u>等またはカード情報の消失、不正取得、<u>改変</u>等の理由により会員が希望した場合、審査のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社が別途通知または公表します。<u>なお、再発行したカードは、券面のデザインが従前のデザインから変更される場合があることを会員は予め承諾するものとします。</u><u>また</u>、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。</p>
<p>第6条（付帯サービス）</p>	<p>第6条（付帯サービス）</p>
<p>1.会員は、第2章（ショッピング利用・金融サー</p>	<p>1.会員は、第2章（ショッピング利用・金融サー</p>

<p>ビス)に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社・ブランド会社またはブランド会社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。 )が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下、総称して「付帯サービス」といいます。 )を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社から会員に対し別途通知または公表します。</p>	<p>ビス)に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社、<u>ブランド会社</u>またはブランド会社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。 )が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下、総称して「付帯サービス」といいます。 )を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社から会員に対し別途通知または公表します。</p>
<p>3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第3条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じとします。 )をサービス提供会社または加盟店に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを当社・ブランド会社またはサービス提供会社所定の方法に基づき利用するものとします。</p>	<p>3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第3条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じとします。 )をサービス提供会社または加盟店に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを当社、<u>ブランド会社</u>またはサービス提供会社所定の方法に基づき利用するものとします。</p>
<p>4.当社・ブランド会社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社・ブランド会社またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>4.当社、<u>ブランド会社</u>またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、<u>ブランド会社</u>またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>
<p>第7条(カードの有効期限)</p>	<p>第7条(カードの有効期限)</p>
<p>2.当社は、カードの有効期限までに退会のお申し出のない会員で、当社が審査のうえ、引き続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。 )を発行します。</p>	<p>2.当社は、カードの有効期限までに退会のお申し出のない会員で、当社が審査のうえ、引き続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。 )を発行します。<u>なお、更新カードは、券面のデザインが従前のデザインから変更される場合があることを会員は予め承諾するものとします。</u></p>
<p>3.会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断・破棄するものとします。</p>	<p>3.会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断<u>し</u>、破棄するものとします。</p>
<p>第10条(業務委託)</p>	<p>第10条(業務委託)</p>
<p>2.会員は、当社がJCBまたは当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとします。 (5)(4)の金額の口座振替・代金の入金案内・</p>	<p>2.会員は、当社がJCBまたは当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとします。 (5)(4)の金額の口座振替、<u>代金の入金案内、</u></p>

<p>収納、およびカード回収に係る業務。</p> <p>(6) カードの情報処理・電算機処理に付随する業務。</p> <p>(7) カードの紛失・盗難連絡の受付・登録および各種届出事項の変更に関する受付・登録に係る業務。</p>	<p>収納およびカード回収に係る業務。</p> <p>(6) カードの情報処理、電算機処理に付随する業務。</p> <p>(7) カードの紛失、盗難連絡の受付、登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録に係る業務。</p>
<p>第 11 条（届出事項の変更）</p>	<p>第 11 条（届出事項の変更）</p>
<p>1. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・お支払口座（第 30 条に定めるものをいいます。以下同じとします。）・暗証番号・家族会員等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。</p>	<p>1. 会員は、会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払口座（第 30 条に定めるものをいいます。以下同じとします。）、暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。</p>
<p>第 12 条（取引時確認等および外国 P E P s の申告）</p>	<p>第 12 条（取引時確認等および外国 P E P s の申告）</p>
<p>2. 会員（本項においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。）が、以下の各号に該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対し、以下の各号に該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じとします。）、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）</p>	<p>2. 会員（本項においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。）が、以下の各号に該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対し、以下の各号に該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。</p> <p>(2) (1)に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じとします。）、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）</p>
<p>第 13 条（反社会的勢力の排除）</p>	<p>第 13 条（反社会的勢力の排除）</p>
<p>5. 第 36 条第 4 項(9) から(12)のいずれかに該当したことにより、当社に損失・損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合は、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第 36 条第 4 項(9) から(12)のいずれかに該当し会員資格を喪失したことにより、会員に損害が生じた場合にも、会員は、当該損害等</p>	<p>5. 第 36 条第 4 項(9) から(12)のいずれかに該当したことにより、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合は、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第 36 条第 4 項(9) から(12)のいずれかに該当し会員資格を喪失したことにより、会員に損害が生じた場合にも、会員は、当該損害等</p>



について当社に請求をしないものとします。	について当社に請求をしないものとします。
第 15 条（利用可能枠）	第 15 条（利用可能枠）
1. 当社は、本会員につき、機能ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（機能ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」といいます。）。 (3) ショッピング分割払い利用可能枠	1. 当社は、本会員につき、機能ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（機能ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」といいます。）。 (3) ショッピング分割払い/ <u>ショッピングスキップ払い</u> 利用可能枠
3. 第 1 項（1）から（8）の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」といいます。）となります。機能別利用可能枠・内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。	3. 第 1 項（1）から（8）の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」といいます。）となります。機能別利用可能枠、 <u>内枠</u> および総枠を総称して、利用可能枠といいます。
6. 本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合には、それら複数枚のカード全体における利用可能枠（以下「総合与信枠」といいます。）は、原則として各カードに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードに個別に定められた金額となります。	6. 本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合には、それら複数枚のカード全体における利用可能枠（以下「総合与信枠」といいます。）は、原則としてカード <u>ごと</u> に定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードに個別に定められた金額となります。
第 16 条（利用可能な金額）	第 16 条（利用可能な金額）
1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第 3 項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。 (1) 会員が利用しようとする機能の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額。	1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第 3 項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。 (1) 会員が利用しようとする機能の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高（ <u>なお、前条第 1 項（3）の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。</u> ）を差し引いた金額。
2. 前項の利用残高とは、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、キャッ	2. 前項の利用残高とは、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、キャッ

<p>シング1回払い手数料・キャッシングリボ払い利息・ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料および遅延損害金は除きます。)で、当社が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。</p>	<p>シング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、<u>ショッピングスキップ払い手数料</u>および遅延損害金は除きます。)で、当社が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。</p>
<p>5.会員が、前条第1項(2)(3)(4)または(5)の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払い・ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取扱われます。</p>	<p>5.会員が、前条第1項(2)、(3)、(4)または(5)の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>、<u>ショッピング2回払い</u><u>または</u>ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取扱われます。</p>
<p>第17条(手数料率・利率の計算方法等)</p>	<p>第17条(手数料率・利率の計算方法等)</p>
<p>1.手数料率・利率(遅延損害金の利率を含みます。以下、本条において同じとします。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。</p>	<p>1.手数料率、利率(遅延損害金の利率を含みます。以下、本条において同じとします。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。</p>
<p>第18条(ショッピングの利用)</p>	<p>第18条(ショッピングの利用)</p>
<p>5.通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がご自身の会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更・退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、前記の事由が生じた場合には、当社またはブランド会社が会員に代わって当該変更・退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカードの利用について、本会員は第36条第1項なお書きおよび第36条第4項に従い、支払義務を負うものとします。</p>	<p>5.通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がご自身の会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、<u>退会</u>または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、前記の事由が生じた場合には、当社またはブランド会社が会員に代わって当該変更、<u>退会</u>または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカードの利用について、本会員は第36条第1項なお書きおよび第36条第4項に従い、支払義務を負うものとします。</p>
<p>6.会員のショッピング利用に際しては、加盟店が</p>	<p>6.会員のショッピング利用に際しては、加盟店が</p>

<p>当該ショッピング利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとし ます。ただし、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によってはこの限りでは ありません。</p>	<p>当該ショッピング利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとし ます。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限り ではありません。</p>
<p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報 を含みます。以下、本項において同じとします。)が加盟店に提示または通知された際、第三者による カードの不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。 (2)当社・ブランド会社またはブランド会社の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当 社において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が当該 加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店 に対して回答する場合があります。</p>	<p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報 を含みます。以下、本項において同じとします。)が加盟店に提示または通知された際、第三者による カードの不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。 (2)当社、ブランド会社またはブランド会社の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当 社において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が当該 加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店 に対して回答する場合があります。</p>
<p>10.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供等にカードのシ ョッピング枠、ショッピング残高枠(第15条第2項に定めるものをいいます。)を利用すること(以下「シ ョッピング枠現金化」といいます。)をしてはなりません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等 がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにか かわらず、禁止の対象となります。 (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用し て支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式 (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等 を購入した加盟店その他の第三者に、当該商品・権利等を有償で譲渡する方式</p>	<p>10.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供等にカードのシ ョッピング枠、ショッピング残高枠(第15条第2項に定めるものをいいます。)を利用すること(以下「シ ョッピング枠現金化」といいます。)をしてはなりません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等 がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにか かわらず、禁止の対象となります。 (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用し て支払い、加盟店<u>その他の第三者</u>から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式 (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等 を購入した加盟店その他の第三者に、当該商品・権利等を有償で譲渡する方式 <u>(3)現行紙幣・貨幣を商品として購入し、カードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から 現金の交付を受ける方式</u></p>

<p>11. 貴金属・金券類・プリペイドカード等の前払式支払手段・現金類似物・現金等価物(疑似通貨・回数券等を含みますが、これらに限りません。) パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第16条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>11. 貴金属、<u>金券類</u>、<u>プリペイドカード</u>等の前払式支払手段、<u>現金類似物</u>、<u>現金等価物</u>(疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。)、<u>パソコン</u>等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第16条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>
<p>第19条(立替払いの委託)</p>	<p>第19条(立替払いの委託)</p>
<p>3.第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社・ブランド会社・ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p>	<p>3.第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、<u>当社</u>、<u>ブランド会社</u>、<u>ブランド会社</u>の提携会社またはブランド会社の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p>
<p>第20条(カードの利用による紛議・加盟店との合意による取消・情報開示)</p>	<p>第20条(カードの利用による紛議・加盟店との合意による取消・情報開示)</p>
<p>2.会員は、カードの利用に係る債権の特定と内容確認のため、カードの利用により購入した商品・サービス・通話・その他の取引の内容およびそれに関する情報・通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p>	<p>2.会員は、カードの利用に係る債権の特定と内容確認のため、カードの利用により購入した商品・サービス・通話・その他の取引の内容およびそれに関する情報、<u>通話先電話番号</u>を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p>
<p>第21条(ショッピング利用代金の支払区分)</p>	<p>第21条(ショッピング利用代金の支払区分)</p>
<p>1.ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い・ショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払い・支払回数が3回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」といいます。)のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い・ボーナス1回</p>	<p>1.ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、<u>ショッピング2回払い</u>、<u>ボーナス1回払い</u>、<u>ショッピングリボ払い</u>、<u>支払回数が3回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い</u>(以下「ショッピング分割払い」といいます。)のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、<u>ショッピング2回払い</u>、<u>ボーナス1回払い</u>、<u>ショッピングリボ払い</u>、<u>ショッピング分割払い</u>は、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、<u>ショッピング2回払い</u>、<u>ボーナス1回</u></p>



<p>払い・ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において、会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定されたものとして取扱われます。また、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に当社所定の手数料が加算されます。</p>	<p>払い、<u>ショッピングリボ払い</u>およびショッピング分割払い取扱加盟店において、会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定されたものとして取扱われます。また、ショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>を指定した場合、ショッピング利用代金額に当社所定の手数料が加算されます。</p>
<p>2.前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金、その他当社が指定するものには適用されません。</p> <p>(2)加盟店におけるショッピング利用後、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カードの利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。</p>	<p>2.前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>または<u>ショッピングスキップ払い</u>に指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金、その他当社が指定するものには適用されません。</p> <p>(2)加盟店におけるショッピング利用後、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>または<u>ショッピングスキップ払い</u>に変更する方式。本方式を利用する場合は、カードの利用日にショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>または<u>ショッピングスキップ払い</u>の指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。</p>
<p>第22条(ショッピング利用代金の支払い)</p>	<p>第22条(ショッピング利用代金の支払い)</p>
<p>1.本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第19条における当社、ブランド会社・ブランド会社の提携会社・ブランド会社の関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、第2項および第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。</p>	<p>1.本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第19条における当社、ブランド会社、<u>ブランド会社の提携会社</u>、<u>ブランド会社の関係会社</u>または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、第2項および第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。</p>
<p>3.本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いを指定した場合、第23条または第24条に定めるとおり支払うものとします。</p>	<p>3.本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>または<u>ショッピングスキップ払い</u>を指定した場合、第23条、<u>第24条</u>または<u>第24条の2</u>に定めるとおり</p>

	支払うものとしします。
第 23 条 (ショッピングリボ払い)	第 23 条 (ショッピングリボ払い)
<p>1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり、<del>包括信用購入あっせん</del>の手数料( (1) および(2) のショッピングリボ払い手数料の総額をいいます。以下、同じとします。 ) および(2) のリボ払元金の項目で定める金額を支払うものとし、各約定支払日において、以下の(1)-(2)に基づき支払うものとされた金額を弁済金として支払うものとしします。</p> <p>(1) 標準期間におけるショッピングリボ払いを指定したショッピング利用代金額( <del>割賦販売法施行規則における現金価格をいいます。以下、同じとします。</del> ) に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間本規約末尾に記載の当社所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日に支払うものとしします。ただし、(ア) 当該ショッピング利用により第15条第1項(2)の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ) 標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとしします。</p> <p>(2) (1) のショッピングリボ払い手数料の他、以下の金額を毎月の約定支払日に支払うものとしします。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において本会員が指定した金額を加算して支払うものとしします。なお、債務の充当は当社所定の方法により行います。</p>	<p>1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定し 場合、以下のとおり弁済金を支払うものとし ます。</p> <p>(1) 標準期間におけるショッピングリボ払いを指定したショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間本規約末尾に記載の当社所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日に支払うものとしします。ただし、(ア) 当該ショッピング利用により第15条第1項(2)の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ) 標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとしします。</p> <p>(2) (1) のショッピングリボ払い手数料の他、以下の金額を毎月の約定支払日に支払うものとしします。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとしします。なお、債務の充当は当社所定の方法により行います。</p>
2. 当社が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定・加算額の変更をすることができます。	2. 当社が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
第 24 条 (ショッピング分割払い)	第 24 条 (ショッピング分割払い)
1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定	1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定

<p>した場合、ショッピング利用代金額(割賦販売法施行規則における現金価格をいいます。以下同じとします。)に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が小額の場合、当社にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じとします。)に応じた当社所定の割賦係数を乗じた分割払手数料(以下「ショッピング分割払手数料」といいます。)を加算した金額(割賦販売法施行規則における支払総額をいいます。以下「分割支払金合計額」といいます。)を支払うものとします。</p>	<p>した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が小額の場合、当社にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じとします。)に応じた当社所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計額」といいます。)を支払うものとします。</p>
<p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第4項・第2項・前項の定めに従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取扱われます。第19条に定める立替払いまたは債権譲渡手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p>	<p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を前三項の定めに従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取扱われます。第19条に定める立替払いまたは債権譲渡手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p>
<p>5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金およびショッピング分割払手数料については、第2項・前項の支払いの他、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができるものとします。</p>	<p>5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金およびショッピング分割払手数料については、第2項、前項の支払いの他、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができるものとします。</p>
<p>第24条の2(ショッピングスキップ払い)</p>	<p>第24条の2(ショッピングスキップ払い)</p>
	<p><u>1. 本会員は、会員が第21条第2項(2)の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の7ヵ月後の月までのうちから会員が指定した月(以下「スキップ指定月」といいます。)の約定支払日に一括(1回)で支払うものとしま</u></p>

	<p><u>す。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。</u></p> <p><u>(ショッピングスキップ払い手数料)</u></p> <p><u>標準期間におけるショッピング利用代金額に対して、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日まで</u> <u>の経過月数と、当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額</u></p>
	<p><u>2.本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。</u></p>
第 26 条 (会員と加盟店との間の紛議等)	第 26 条 (会員と加盟店との間の紛議等)
<p>3.前項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下、あわせて「商品等」といいます。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1)商品の引き渡し・指定権利の移転または役務の提供がないこと。</p> <p>(2)商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること。</p>	<p>3.前項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い、<u>ショッピングスキップ払い、</u></u>ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下、あわせて「商品等」といいます。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1)商品の引き渡し、<u>指定権利の移転</u>または役務の提供がないこと。</p> <p>(2)商品等に破損、<u>汚損、</u>故障その他の瑕疵があること。</p>
<p>5.本会員は、前項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うものとします。</p>	<p>5.本会員は、前項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消のため、加盟店との交渉を行う<u>よう努める</u>ものとします。</p>
<p>6.会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面を(資料がある場合には資料も添付のうえ)当社に提出するものとします。また、当社が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。</p>	<p>6.会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面を(資料がある場合には資料も添付のうえ)当社に提出する<u>よう努める</u>ものとします。また、当社が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。</p>
<p>7.本会員は、第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p>	<p>7.本会員は、第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p>



<p>(1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカードの利用におけるショッピングリボ払いを指定したショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカードの利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。</p>	<p>(1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカードの利用におけるショッピングリボ払いを指定したショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、<u>ショッピングスキップ払い</u>、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカードの利用における<u>支払総額(ショッピング利用代金額と、手数料が発生する場合はその合計額をいいます。)</u>が4万円に満たないとき。</p>
<p>第27条(キャッシング1回払い)</p>	<p>第27条(キャッシング1回払い)</p>
<p>1. 会員は、当社所定の現金自動支払機(以下「CD」といいます。)<u>・現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)</u>等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができます(以下「キャッシング1回払い」といいます。)</p>	<p>1. 会員は、当社所定の現金自動支払機(以下「CD」といいます。)<u>、現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)</u>等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができます(以下「キャッシング1回払い」といいます。)</p>
<p>第27条の2(海外キャッシング1回払い)</p>	<p>第27条の2(海外キャッシング1回払い)</p>
<p>6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において「出金通貨」といいます。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、ブランド会社とブランド会社の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のブランド会社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第30条第3項が適用されるものとします。</p>	<p>6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において「出金通貨」といいます。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、ブランド会社とブランド会社の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のブランド会社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第30条第<u>6</u>項が適用されるものとします。</p>
<p>7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額の他に、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。)、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」といいます。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レート</p>	<p>7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額の他に、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。)、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」といいます。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レート</p>

<p>は、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第 30 条第 3 項は適用されません。)に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>(2)提示通貨が日本円以外の場合 会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第 30 条第 3 項が適用されます。</p>	<p>は、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第 30 条第 6 項は適用されません。)に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>(2)提示通貨が日本円以外の場合 会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第 30 条第 6 項が適用されます。</p>
<p>第 28 条 (キャッシングリボ払い)</p>	<p>第 28 条 (キャッシングリボ払い)</p>
<p>2.会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)(3)(4)の方法を選択できません。</p> <p>(3) ホームページにおいて申込む方法。</p>	<p>2.会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2) <u>、</u> (3) <u>、</u> (4)の方法を選択できません。</p> <p>(3) <b>当社所定の</b>ホームページにおいて申込む方法。</p>
<p>6.本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、<del>第 3 項、第 4 項、</del>前項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。</p>	<p>6.本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、前<u>三</u>項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。</p>
<p>第 29 条 (CD・ATM での利用)</p>	<p>第 29 条 (CD・ATM での利用)</p>
<p>会員は、当社またはブランド会社と提携する金融機関等の CD・ATM で以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料(ただし、以下の(1)(2)の利用に係る当該金融機関利用料は、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲とします。)を支払うものとします。なお、CD・ATM の機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATM の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>	<p>会員は、当社またはブランド会社と提携する金融機関等の CD・ATM で以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料(ただし、以下の(1) <u>、</u> (2)の利用に係る当該金融機関利用料は、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲とします。)を支払うものとします。なお、CD・ATM の機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATM の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>
<p>第 30 条 (約定支払日と口座振替)</p>	<p>第 30 条 (約定支払日と口座振替)</p>
<p>1.約定支払日は毎月 10 日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)とします。本会員は、ショッピング利用代金の支払区分および金融サー</p>	<p>1.約定支払日は毎月 10 日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)とします。本会員は、ショッピング利用代金の支払区分および金融サー</p>

ビスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座・貯金口座等(原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできます。以下、総称して「お支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払口座の届出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。

2.当社が本会員に明細(第31条第1項に定めるものをいいます。)の発送を行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と、当社が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金する等の方法により精算

ビスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできます。以下、総称して「お支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払口座の届出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。

2.当社が本会員に明細(第31条第1項に定めるものをいいます。)の発送を行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と、当社が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金する等の方法により精算

<p>することを本会員は承諾するものとします。なお、当社は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が本会員に返金すべき金額を差引く方法により返金することができます。</p>	<p>することを本会員は承諾するものとします。なお、当社は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が本会員に返金すべき金額を差引くことができます。</p>
<p>7.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合第3項・第4項および前項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、ブランド会社が定める換算レートとは異なります(ただし、第5項に基づく返金時のみ、前項は適用されます。 )。</p>	<p>7.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合第3項・第4項および前項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、ブランド会社が定める換算レートとは異なります(ただし、第5項に基づく返金時のみ、前項は適用されます。 )。</p>
<p>第31条(明細)</p>	<p>第31条(明細)</p>
<p>1.当社は、本会員の約定支払額・ショッピングリボ払い利用残高・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」といいます。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他、当社所定の方法により通知します。なお、第21条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略する場合があります。</p>	<p>1.当社は、本会員の約定支払額、<u>ショッピングリボ払い利用残高、ショッピング分割払い利用残高(ショッピングスキップ払い利用残高を含みます。)</u>およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」といいます。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他、当社所定の方法により通知します。なお、第21条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略する場合があります。</p>
<p>2.当社は、会員がキャッシング1回払い・キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明</p>	<p>2.当社は、会員がキャッシング1回払い、<u>キャッシングリボ払い</u>を利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明</p>



<p>らかにした書面（以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」といいます。）を、前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、貸金業法第 17 条第 1 項の書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間・返済回数・返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>	<p>らかにした書面（以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」といいます。）を、前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、貸金業法第 17 条第 1 項の書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、<u>返済回数</u>、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>
<p>3. 会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含みます。以下「代替書面等」といいます。）に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、<del>当該本会員については、代替書面等に代えての運用は</del>されません。</p>	<p>3. 会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含みます。以下「代替書面等」といいます。）に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等 <u>は当該本会員に提供</u>されません。</p>
<p>第 32 条（遅延損害金）</p>	<p>第 32 条（遅延損害金）</p>
<p>1. 本会員が、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、<del>ショッピングリボ払いにおける包括信用購入あっせんの手数料（以下「ショッピングリボ払い手数料」といいます。）</del>・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害</p>	<p>1. 本会員が、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、<u>ショッピング分割払い手数料</u>、<u>ショッピングスキップ払い手数料</u>、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益を喪失した日</p>

<p>金等は除きます。)に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショッピング1回払い・ショッピングリボ払い 年 14.60%</li> <li>・ショッピング2回払い・ボーナス1回払い 法定利率(商事法定利率をいいます。以下同じとします。)</li> <li>・キャッシング1回払い・キャッシングリボ払い 年 20.00%</li> </ul>	<p>の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショッピング1回払い、<u>ショッピングリボ払い</u> 年 14.60%</li> <li>・ショッピング2回払い、<u>ボーナス1回払い</u>、<u>ショッピングスキップ払い</u> 法定利率(商事法定利率をいいます。以下同じとします。)</li> <li>・キャッシング1回払い、<u>キャッシングリボ払い</u> 年 20.00%</li> </ul>
<p>第35条(期限の利益の喪失)</p>	<p>第35条(期限の利益の喪失)</p>
<p>1.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)(3)または(4)においては何らの通知・催告を受けることなく当然に、(5)(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について、期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。</p> <p>(3)差押・仮差押・仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4)破産・民事再生・金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(5)(1)(2)(3)(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。</p> <p>(7)第36条第4項(1)(2)(4)または(5)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>	<p>1.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)、<u>(3)</u>または(4)においては何らの通知・催告を受けることなく当然に、(5)、<u>(6)</u>または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について、期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。</p> <p>(3)差押、<u>仮差押</u>、<u>仮処分</u>の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4)破産、<u>民事再生</u>、<u>金銭の調整</u>に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(5)(1)、<u>(2)</u>、<u>(3)</u>、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。</p> <p>(7)第36条第4項(1)、<u>(2)</u>、<u>(4)</u>または(5)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>
<p>2.前項にかかわらず、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第23条の弁済金または第24条の分割支払金の支払い、その他本会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社</p>	<p>2.前項にかかわらず、ショッピングリボ払い、<u>ショッピング分割払い</u>、<u>ショッピングスキップ払い</u>、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第23条の弁済金または第24条の分割支払金の支払い、その他本会員の当社に対する</p>

<p>から 20 日以上相当な期間が定められた書面で催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、前項(2)(3)(4)(5)または(6)に該当する場合には、第1項の定めが優先して適用されるものとします。</p>	<p>債務の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間が定められた書面で催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、前項(2)(3)(4)(5)または(6)に該当する場合には、第1項の定めが優先して適用されるものとします。</p>
<p>第 36 条 (退会および会員資格の喪失等)</p>	<p>第 36 条 (退会および会員資格の喪失等)</p>
<p>2.当社が第3条・第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして取扱うものとします。</p>	<p>2.当社が第3条第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして取扱うものとします。</p>
<p>4.会員(6)または(13)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)(2)(3)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)(6)(7)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(3)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(12)(13)においては当社が定めた方法で会員資格の喪失の通知をしたときに会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>	<p>4.会員(6)または(13)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)(2)(3)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)(6)(7)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(3)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(12)(13)においては当社が定めた方法で会員資格の喪失の通知をしたときに会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>
<p>7.第4項および第5項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は、直ちにカードを返還するものとします。</p>	<p>7.第4項または第5項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は、直ちにカードを返還するものとします。</p>
<p>第 37 条 (カードの紛失・盗難による責任の区分)</p>	<p>第 37 条 (カードの紛失・盗難による責任の区分)</p>
<p>2.前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、当社は、本会員</p>	<p>2.前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、当社は、本会員</p>

<p>に対して当社が届出を受けた日の 60 日前以降発生した、他人がカードを使用したことによる利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 会員の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失・盗難が生じたとき。</p> <p>(7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。</p>	<p>に対して当社が届出を受けた日の 60 日前以降発生した、他人がカードを使用したことによる利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 会員<u>またはその法定代理人</u>故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失・盗難が生じたとき。</p> <p>(7) 戦争、<u>地震</u>など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。</p>
<p>第 39 条（費用の負担）</p>	<p>第 39 条（費用の負担）</p>
<p>本会員は、金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・印紙税・本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>	<p>本会員は、金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、<u>印紙税</u>、<u>本規約に基づく費用</u>、<u>手数料</u>等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>
<p>第 43 条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）</p>	<p>第 43 条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）</p>
<p>会員は、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、<u>国外でカードを利用するに際して</u>許可証・証明書その他の書類の提出が<b>必要となる場合があること</b>、またはカードの利用が制限あるいは停止されることがあることに予め同意します。</p>	<p>会員は、<u>国外でカードを利用するに際しては</u>、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に<b>従い</b>、許可証・証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に<b>応じていただくこと</b>があることに予め同意します。</p>
<p>第 44 条（会員規約の改定）</p>	<p>第 44 条（会員規約の改定）</p>
<p>本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されます。</p>	<p>本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先され<b>るものと</b>します。</p>



【個人情報の取扱いに関する重要事項 新旧対比表】

現行	改定後
個人情報の取扱いに関する重要事項	個人情報の取扱いに関する重要事項
第1条 個人情報の収集・保有・利用・預託	第1条 個人情報の収集・保有・利用・預託
<p>1. 会員および入会を申込みされた方（以下、あわせて「会員等」といいます。）は、本契約（入会申込を含み、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）とのクレジットカード発行契約をいいます。<del>なお、</del>以下、同様とします。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（<del>以下「与信業務」といいます。</del>）のため、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。</p> <p>（1）氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・職業・カード利用目的・Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。</p> <p>（2）入会申込日・入会承認日・利用可能枠等、会員等と当社および株式会社ジェーシーピーまたは当社および三菱UFJニコス株式会社の契約内容に関する事項。</p> <p>（3）会員のカードの利用内容・支払状況・お問合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報（電話の録音等による音声情報を含みます。）。</p> <p>（4）会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社が収集したクレジット利用・支払履歴。</p> <p>（5）<del>官報・電話帳等に公表されている情報</del></p> <p>（6）犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。</p> <p>（7）当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に</p>	<p>1. 会員および入会を申込みされた方（以下、あわせて「会員等」といいます。）は、本契約（入会申込を含み、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）とのクレジットカード発行契約をいいます。以下、<u>同じ</u>とします。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため<u>に</u>、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで収集、利用することに同意します。</p> <p>（1）氏名、<u>生年月日</u>、<u>性別</u>、<u>住所</u>、<u>電話番号</u>、<u>勤務先</u>、<u>職業</u>、<u>カードの利用目的</u>、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。</p> <p>（2）入会申込日、<u>入会承認日</u>、<u>有効期限</u>、利用可能枠等、会員等と当社および株式会社ジェーシーピーまたは当社および三菱UFJニコス株式会社の契約内容に関する事項。</p> <p>（3）会員のカードの利用内容、<u>支払状況</u>、お問合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報（電話の録音等による音声情報を含みます。）。</p> <p>（4）会員等が入会申込時<u>および入会後</u>に届け出た収入・負債・家族構成等、当社が収集したクレジット利用・支払履歴。</p> <p>（5）犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。</p> <p>（6）当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、（1）、<u>（2）</u>、（3）のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。</p>

<p>基づき、(1)(2)(3)のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)</p>	<p><u>(7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。</u></p>
<p>第2条 個人情報の利用</p>	<p>第2条 個人情報の利用</p>
<p>会員等は、前条第1項に定める利用目的の他、当社が以下の目的のために前条第1項(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>(1) カードの機能、ポイントサービス等の提供のため。</p> <p>(2) クレジットカード事業に関する新商品・新機能・新サービス等の開発および市場調査のため。</p> <p>(3) クレジットカード事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付および電話等によるご案内、または貸付の契約に関する勧誘やご案内のため。</p> <p>(4) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内のため。</p> <p>(5) 録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容および当該お問い合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応をするため。</p>	<p>会員等は、前条第1項に定める利用目的の他、当社が以下の目的のために前条第1項(1) (2) (3) (4)の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>(1) カードの機能、ポイントサービス等の提供。</p> <p>(2) クレジットカード事業に関する新商品・新機能・新サービス等の開発および市場調査。</p> <p>(3) クレジットカード事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付および電話等によるご案内、または貸付の契約に関する勧誘やご案内。</p> <p>(4) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内。</p> <p>(5) 録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容および当該お問い合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応を<u>行うこと</u>。</p>
<p>第3条 利用中止の申し出</p>	<p>第3条 利用中止の申し出</p>
<p>前条(3)(4)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。</p>	<p>前条(3) (4)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。</p>
<p>第4条 個人情報の共同利用</p>	<p>第4条 個人情報の共同利用</p>
<p>1. 会員等は第1条第1項(1)(2)(3)の個人情報を、当社と、当社の親会社である株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店(以下「セブン&amp;アイ HLDGS.」といいます。)が以下の目的により共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。なお、共同利用する各社については、</p>	<p>1. 会員等は第1条第1項(1) (2) (3)の個人情報を、当社と、当社の親会社である株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店(以下「セブン&amp;アイ HLDGS.」といいます。)が以下の目的のため共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。なお、共同利用する各社については、</p>

<p>http://www.7andi.com/ に掲載しております。</p> <p>(1) ポイントサービスの提供のため。</p> <p>(2) セブン&amp;アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品の開発のため。</p> <p>(3) セブン&amp;アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品についてのお得情報のご案内のため。</p> <p>(4) セブン&amp;アイ HLDGS. でのお買物に関するご連絡やご案内のため。</p>	<p>http://www.7andi.com/ に掲載しております。</p> <p>(1) ポイントサービスの提供。</p> <p>(2) セブン&amp;アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品の開発。</p> <p>(3) セブン&amp;アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品についてのお得情報のご案内。</p> <p>(4) セブン&amp;アイ HLDGS. でのお買物に関するご連絡やご案内。</p>
<p>第5条 個人情報情報機関の利用および登録</p>	<p>第5条 個人情報情報機関の利用および登録</p>
<p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下、あわせて「本会員等」といいます。)は、当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者<del>で、以下「加盟個人情報情報機関」といいます。</del>)について以下のとおり同意するものとします。</p> <p>(1) 本会員等の入会審査および与信判断を行うに際して、加盟個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報情報機関」といいます。)に照会し、本会員等および本会員等の配偶者の個人情報(当該機関の加盟会員によって登録される情報、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等本人より申告された情報等、当該機関がそれぞれ独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合は、<del>割賦販売法および貸金業法により、支払能力の調査の目的に限り、</del>これを利用すること。</p> <p>(2) 加盟個人情報情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、第3項の表に記載の期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、当該加盟会員の自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査</p>	<p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下、あわせて「本会員等」といいます。)は、当社が利用・登録する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者)について以下のとおり同意するものとします。</p> <p>(1) 本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報情報機関(以下「加盟個人情報情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報情報機関」といいます。)に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。<u>なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。</u></p> <p>(2) 加盟個人情報情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、第3項の表に記載の期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、当該加盟会員の自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦</p>

<p>査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。)のために利用すること。</p>	<p>販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。)のために利用されること。</p>
<p>2.加盟個人情報情報機関の名称・住所・お問合せ電話番号は以下のとおりです。また、当社が新たに個人情報情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知します。</p>	<p>2.加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関は以下のとおりです。なお、当社が新たに個人情報情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>3.加盟個人情報情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。</p> <p>氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報</p> <p>加盟個人情報情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実</p> <p>入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況</p> <p>登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</p> <p>本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</p> <p>C I C</p> <p>左記 のいずれかの情報が登録されている期間</p> <p>当該利用日より6カ月間</p> <p>契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内</p> <p>当該調査中の期間</p> <p>登録日より5年以内</p> <p>J I C C</p> <p>当該利用日より6カ月以内</p> <p>上表のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは となります。</p> <p>上表の他、C I Cについては支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p>	<p>3.加盟個人情報情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。</p> <p>氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報</p> <p>加盟個人情報情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実</p> <p>入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況</p> <p>登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</p> <p>本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</p> <p>C I C</p> <p>左記 のいずれかの情報が登録されている期間</p> <p>当該利用日より6カ月間</p> <p>契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内</p> <p>当該調査中の期間</p> <p>登録日より5年以内</p> <p>J I C C</p> <p>当該利用日より6カ月以内</p> <p>前表のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは となります。</p> <p>前表の他、C I Cについては支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>前表の他、J I C Cについては、延滞情報は延</p>



<p>上表の他、J I C C については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。</p>	<p>滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。</p>
<p>第7条 個人情報の取扱いに関する不同意</p>	<p>第7条 個人情報の取扱いに関する不同意</p>
<p>4.当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本書に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。</p>	<p>当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本「<u>個人情報の取扱いに関する重要事項</u>」に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。 <u>ただし</u>、第2条(3)、(4)に定める営業案内等に対する中止の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。</p>
<p>2.第2条(3)(4)に定める営業案内等に対する中止の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。</p>	<p>&lt;第1項に統合&gt;</p>
<p>第8条 入会申込の事実の利用</p>	<p>第8条 <u>契約不成立時および退会後の個人情報の利用</u></p>
<p>当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実は、お断りする理由のいかんを問わず、第1条・第2条・第4条・第5条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はしません。</p>	<p>1.当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実は、お断りする理由のいかんを問わず、第1条、第2条、第4条、第5条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に<u>利用されることはありません。</u></p>
	<p><u>2.退会の申し出または会員資格の喪失後も、第1条および第2条(5)に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</u></p>
<p>第9条 認定個人情報保護団体</p>	<p>第9条 認定個人情報保護団体</p>
<p>認定個人情報保護団体とは、個人情報の保護に関する法律第37条に基づき主務大臣の認定を受けた団体で、対象個人情報の取扱いに関する苦情処理、対象事業者への情報提供等を通じ個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体です。 [当社が加入する認定個人情報保護団体] 社団法人日本クレジット協会</p>	<p>認定個人情報保護団体とは、個人情報の保護に関する法律第37条に基づき主務大臣の認定を受けた団体で、対象個人情報の取扱いに関する苦情処理、対象事業者への情報提供等を通じ個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体です。 [当社が加入する認定個人情報保護団体] 社団法人日本クレジット協会</p>

<p>苦情の解決の申し出先 03-5645-3360  (10:00~12:00AM、1:00~4:00PM 土・日・祝祭日休)  日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  相談および苦情の受付窓口 0570-051-051  (9:00AM~5:30PM 土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>苦情の解決の申し出先 03-5645-3360 (10:00~12:00AM、1:00~4:00PM 土・日・祝祭日休)  日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  相談および苦情の受付窓口  0570-051-051 (ナビダイヤル) (9:00AM~5:00PM 土・日・祝日・年末年始を除く)</p>
---	---

【反社会的勢力に対する基本方針 新旧対比表】

現行	改定後
<p>2. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。</p>	<p>2. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。</p>